

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 04

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名

①工事 国道45号 沢向玉川地区舗装工事 (以下「①工事」という。)

②工事 国道45号 白井地区舗装工事 (以下「②工事」という。)

(①工事、②工事 共に電子入札対象案件及び電子契約対象案件)

(3) 工事場所

①工事 岩手県下閉伊郡普代村第22地割～九戸郡野田村大字玉川 地内

②工事 岩手県下閉伊郡普代村第16地割～下閉伊郡普代村第22地割 地内

(4) 工事内容

①工事 コンクリート舗装工 A=44,640㎡、アスファルト舗装工 A=12,750㎡、排水構造物工 N=1式、防護柵工 N=1式、情報ボックス工 N=1式、区画線工 N=1式、道路付属物工 N=1式

②工事 コンクリート舗装工 A=20,790㎡、アスファルト舗装工 A=8,130㎡、排水構造物工 N=1式、防護柵工 N=1式、情報ボックス工 N=1式、区画線工 N=1式、道路付属物工 N=1式

(5) 工期

①工事 契約締結日の翌日から令和3年2月26日まで

②工事 契約締結日の翌日から令和2年11月30日まで

(6) 使用する主要な資機材

①工事 コンクリート 約24,000㎡、アスファルト 約9,000t

②工事 コンクリート 約10,000㎡、アスファルト 約5,000t

(7) 工事実施形態 本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

① 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

② 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 (技術提案評価型 (S型))の適用工事である。

③ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

⑤ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者 (以下「専任補助者」という。)を配置することができる試行工事である。

⑥ 本工事は、道路舗装の長期保証を規定した工事である。指定した指標に適合するように、舗装の一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、舗装の耐久性の向上を図るものである。

⑦ 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑧ 本工事は、地域外 (遠隔地) からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑨ 本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率 (率分) 及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑩ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所 (相互の間隔が10km程度) において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑪ 本工事は、入札説明書に対する質問として、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査単価 (臨時調査) 及び見積徴収結果

に基づく資材単価 (以下、「特調単価」という。)に関する情報の提供希望が寄せられた場合、主たる資材について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う情報は、質問回答期限内に特調単価がとりまとまっているものに限る。

⑫ 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事 (舗装工) である。

(8) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

(9) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令 (以下「予決算」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 東北地方整備局におけるセメント・コンクリート舗装工に係る一般競争参加資格の認定を受けていること (会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長 (以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成16年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者 (以下「元請け」という。)として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。経常建設共同企業体 (甲型) にあつては、代表者を含む構成員のいずれかが下記①の実績を有すること。

① 道路に関する工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工実績。

(a) 10,000㎡以上のコンクリート舗装の施工実績を有すること。

(b) 施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一工事での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記(a)の施工実績が大正官庁官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事

(いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官庁官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。)である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料 (以下「確認資料」という。)の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記(b)「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事務による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。なお、本入札公告において申請できる技術者は1名とする (上記